

○名寄市立大学教職課程委員会規程

平成 20 年 3 月 17 日

改正 平成 25 年 1 月 9 日

平成 30 年 6 月 6 日

(趣 旨)

第 1 条 名寄市立大学教務委員会規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、名寄市立大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を設置し、名寄市立大学（以下「本学」という。）の教職課程の円滑な運営を図るものとする。

(業 務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の教職課程の運営に関すること。
- (2) 教職課程履修者の教職関係科目の履修指導・実習指導などに関すること。
- (3) 教職課程関係科目並びに講義担当者に関する検討、協議、調整に関すること。
- (4) その他教職課程に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、教職に関する科目の専任教員、栄養教育実習担当教員等の専任教員、各教科教育法担当専任教員、特別支援教育に関する科目の専任教員によって組織する。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(運 営)

第 5 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の庶務は、事務局教務課教務係が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。